

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの 構築に係る検討会の開催について

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部 精神・障害保健課

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの一層の推進に向けた 新たな検討会開催について

1. 現状と課題

- 近年、精神疾患を有する患者の数は増加傾向にあり、平成17年の推計約302万人に対し、平成29年には推計約419万人となっている。また、傷病別の推計患者数をみても脳血管疾患や糖尿病を上回っているなど、国民にとって身近な疾患となっている。
- 一方で、精神疾患を有する患者が安心して地域生活を送るためには、まずは地域における基盤が整備される必要があり、容態が不安定となった場合等にいつでも安心して受診できる医療が身近にあるとともに、生活の場や日常的な生活支援等が包括的に提供されることが重要である。
- このため、国としては精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築することとし、構築推進事業及び構築支援事業等により、自治体への財政措置及び技術的支援を行うとともに、手引きを作成する等の取組を行ってきた。
- 平成29年2月に精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの理念を掲げてから数年が経過し、全国の自治体や関係団体等と意見交換等をする中で、地域包括ケアシステムの構築が進まない要因として、主に以下のような課題があることが明らかになっており、改めて具体的に整理を行うことが必要である。

〔課題の例〕

- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める上での実施主体（責任主体）の明確化
- ・ 多様な圏域の考え方を踏まえて、都道府県、市町村、保健所、精神保健福祉センターの担うべき役割の明確化
- ・ 保健、医療、福祉間の連携体制の構築に向けた更なる検討
- ・ 住まいの確保、社会参加、就労といった課題への取組の更なる促進

2. 今後に向けた対応方針

- **現場の関係者や有識者、当事者・家族等からなる「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」を開催し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進に関して課題となっている事項について、各種施策への反映を念頭において議論する。**

〔検討会の概要〕

実施時期：令和2年3月頃～令和3年3月頃

構成員：医療関係者、福祉関係者、行政関係者、学識経験者、当事者・家族等

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。

